

令和4年4月1日

「岡山市建設現場の遠隔臨場に関する試行工事」の実施について (お知らせ)

岡山市財政局財務部監理検査課

岡山市建設現場の遠隔臨場に関する試行要領を制定し、下記のとおり試行工事を実施することとしましたので、お知らせします。

記

1 目的

公共工事の品質確保の促進に関する法律が改正され、受発注者の責務として、情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上が明記されるとともに、アフターコロナを見据えた対応として、非接触・リモート型の働き方への転換が求められているところです。

岡山市では、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等、非接触・リモート型の働き方を推進するため、建設現場の遠隔臨場を試行することとしました。

この要領は、岡山市が発注する建設工事において、「建設現場の遠隔臨場」を試行するに当たり、必要な事項を定めたものです。

2 施行日

この要領は、令和4年4月1日以降に公告する工事から適用します。

3 対象工事

遠隔臨場が実施可能な通信環境を確保でき、段階確認、材料検査又は立会を映像で確認できる、岡山市が発注する全ての工事において、受注者が希望する場合に遠隔臨場を実施できるものとする。

ただし、営繕工事及び請負代金額250万円以下の工事は対象外とする。

4 問合せ先

岡山市財政局財務部監理検査課 TEL 086-803-1368